

下野市標準献立において原則として使用しない食品 令和3年12月13日変更

日本食品標準成分表に基づく分類	下野市学校給食で使用しない食品
1 穀類	そば
2 いも及びでん粉類	山いも
3 砂糖及び甘味類	
4 豆類	
5 種実類	落花生 以下の【木の実類】 くるみ・カシューナッツ・マカダミアナッツ・ブラジルナッツ・ペカンナッツ・ヘーゼルナッツ・ピスタチオ・松の実
6 野菜類	
7 果実類	キウイフルーツ・マンゴー・アボカド
8 きのこと類	
9 藻類	
10 魚介類	生魚 生魚卵 山いも入りはんぺん
11 肉類	
12 卵類	生卵(加熱温度75℃1分間に達しないものを含む) 卵使用の食品のうち、加熱温度75℃1分間に達しないもの
13 乳類	
14 油脂類	
15 菓子類	そばを使用した菓子 山いもを使用した菓子 落花生・くるみ・カシューナッツ・マカダミアナッツ・ブラジルナッツ・ペカンナッツ・ヘーゼルナッツ・ピスタチオ・松の実を使用した菓子 キウイフルーツ・マンゴー・アボカドを使用した菓子 卵使用の食品のうち、加熱温度75℃1分間に達しないもの
16 し好飲料類	
17 調味料及び香辛料類	生卵使用の食品(加熱温度75℃1分間に達しない加工品を含む)